

熊谷市「週休２日工事」に係る事務取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は、本市が発注する建設工事において、週休２日工事の実施に取り組むなど、週休２日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めるため、実施に関し必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）週休２日工事

完全週休２日、月単位の週休２日、通期の週休２日に取り組む工事の総称（類似する取組も含む）をいう。

（２）現場閉所型の週休２日工事

１）週休２日

①完全週休２日

対象期間において、全ての週で２日以上現場閉所を行うことをいう。

②月単位の週休２日

対象期間において、月ごとに４週８休以上の現場閉所を行うことをいう。

③通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所日数の割合２８．５％（８日／２８日）の水準）以上の現場閉所を行うことをいう。

２）対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

３）現場閉所

対象期間中に巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業も含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所も含む。

（３）交替制の週休２日工事

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人（以下「対象者」という。）が交替しながら週休２日に取り組む方式。

１）週休２日

①完全週休 2 日

対象期間において、全ての週で対象者が交替しながら 1 週間に 2 日以上の日を確保する状態をいう。

②月単位の週休 2 日

対象期間において、対象者が交替しながら月ごとに 4 週 8 休以上の休日（現場に従事した対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

③通期の週休 2 日

対象期間において、対象者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日（休日率が 28.5%（8 日／28 日）の水準状態）を確保する状態をいう。

2) 対象期間

現場着手から現場完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

3) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を 24 時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日も含む。

(4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

(対象とする工事)

第 3 条 週休 2 日工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、現場閉所型及び交替制のいずれも困難な工事は、例外的に週休 2 日工事の対象としないことができる。なお、発注者は、特記仕様書に別紙 1 を参考にその旨を記載するものとする。

<対象外工事の例>

- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- ・対象期間が 1 週間未満の工事

(多様な働き方の取扱い)

第 4 条 受注者が、1 年単位の変形労働時間制（※）の活用などにより、当該工事による週休 2 日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定し、契約期間内において所

定の休日を確保した場合は、週休２日に類似する取組として、当該工事で週休２日工事を達成したものとみなす。

２ 前項の制度の概要については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３２条の４に定めるところによる。

※ １年単位の変形労働時間制とは、（労働基準法第３２条の４）

労使協定を締結することにより、１箇月を超え、１年以内の期間を平均して、１週間当たりの労働時間が４０時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に分配することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

（監督員への報告）

第５条 受注者は、工事完成時に様式１（「週休２日工事 取組報告書」）により週休２日工事の取組状況を監督員に報告するものとする。

（工事成績評価における評価）

第６条 提出された施工計画書が週休２日工事を前提としていないなど、明らかに週休２日に取組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評価における工程管理の考查項目において、休日の確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第７条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

本要領は令和８年１０月１日から施行する。

別紙 1

(特記仕様書の記載例)

< 特記仕様書 >

(週休 2 日工事の対象の場合)

第〇条 週休 2 日の対応

受注者は、「熊谷市「週休 2 日工事」に係る事務取扱要領」に基づき、受注者は週休 2 日に取り組み、実施内容を監督員へ報告するものとする。取扱要領は、熊谷市総務部契約課ホームページで確認のこと。

(週休 2 日工事の対象外の場合)

第〇条 週休 2 日の対応

本工事は、「熊谷市「週休 2 日工事」に係る事務取扱要領」の対象外とする。